

令和6年9月吉日

関係者各位

経済産業省 GX グループ環境管理推進室

「令和6年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」
広報用ポスター及びチラシご送付のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も、PCB廃棄物の適正な処理促進に向けた国の施策や事例等、最新動向を事業者の皆様にご紹介すべく説明会を全国5会場とウェビナー配信、オンデマンド配信にて開催することとしました。

多くの方にご参加いただきたく、開催告知用のポスター及びチラシをお送りいたしますので、関係者に向けた配布及び周知のご協力をお願いいたします。

記

○説明会の申し込み、ポスター・チラシについてのお問合せ先

説明会運営事務局（有限会社ビジョンブリッジ内）

担当： 高島・武神（たけがみ）

TEL： 03-5229-6881

e-mail： info@pcb2024.go.jp

ホームページ： <https://pcb2024.go.jp>（9月中旬開設予定）

○説明会の詳細に関するお問合せ先

経済産業省 GX グループ環境管理推進室

担当： 高野、鴻上

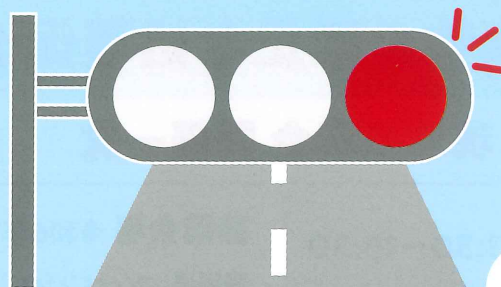
TEL： 03-3501-4665

以上

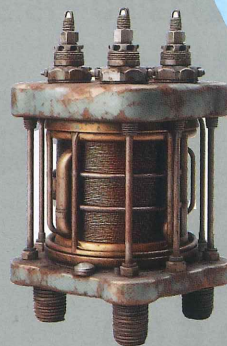


その機器
赤信号
かも！

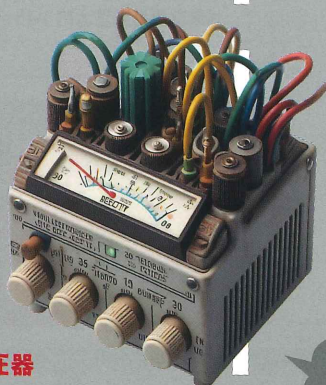
ちよつと待って！



コンデンサー



低圧コンデンサー



変圧器

！ 低濃度PCB廃棄物の適正処理はお早めに

低濃度PCB廃棄物の処理は
令和9年(2027年)3月31日までです。

参加費
無料

今年度、経済産業省では全国5都市とウェビナーで、
低濃度PCB廃棄物のセミナーを開催します。
セミナー受講で人や環境にやさしい社会を実現！

事前
申込制



詳しくはWEBから！

PCB 廃棄物説明会

検索

主催：経済産業省、環境省 問い合わせ：説明会運営事務局（有限会社ビジョンブリッジ内）
TEL: 03-5229-6881 Email: info@pcb2024.go.jp

令和6年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会

現地説明会開催一覧

福岡会場 令和6年11月22日(金) 13:30～15:30

福岡県 A.R.Kビル大ホール

JR 博多駅筑紫口から徒歩5分
(福岡県福岡市博多区博多駅東 2-17-5 A.R.Kビル)

参加申込
100名

静岡会場 令和6年11月29日(金) 13:30～15:30

静岡県 コンベンションアーツセンター／
グランシップ会議室 910

JR 東静岡駅南口から徒歩5分
(静岡県静岡市駿河区東静岡 2-3-1)

参加申込
100名

仙台会場 令和6年12月6日(金) 13:30～15:30

宮城県 フォレスト仙台第2フォレストホール

仙台市営地下鉄南北線北四番丁駅から徒歩7分
(宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-45)

参加申込
100名

大阪会場 令和7年1月10日(金) 13:30～15:30

大阪府 アーバンネット御堂筋ホール ホールABC

大阪メトロ御堂筋線本町駅から徒歩3分
(大阪府大阪市中央区淡路町 4-2-13 アーバンネット御堂筋ビル3F)

参加申込
200名

オンライン説明会

令和6年12月4日(水)

13:30～16:00

令和7年1月8日(水)

13:30～16:00

令和7年1月15日(水)

13:30～16:00

東京会場 令和7年1月17日(金) 13:30～15:30

東京都 ビジョンセンターグランド東京浜松町 10F 1002

都営地下鉄大門駅から徒歩1分、JR 浜松町駅から徒歩4分
(東京都港区芝大門 1-13-9 UD 芝大門ビル)

参加申込
200名

現地説明会限定！

説明会後に個別相談会を予定しています。

行政担当者、

処理事業者に悩み事を相談できます。

入場無料

お申し込みは
特設サイトから

事前予約制

<特設サイト URL>

<https://pcb2024.go.jp>



オンデマンド配信

説明会と同じ内容の動画を
オンデマンド配信いたします。

配信は令和6年12月初旬から令和7年3月21日
まで特設サイトで公開予定です。

説明会プログラム (予定)

- (1) PCB 廃棄物の適正処理について〈PCB 特別措置法〉【環境省 廃棄物規制課】
- (2) PCB 含有電気工作物について〈電力事業法〉【経済産業省 電力安全課】
- (3) 低濃度 PCB の調査及び適正処理について【公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団】

※質疑応答は、各セッション終了後に10分程度の時間を設ける予定です。

※現地説明会限定で、個別相談会を実施する予定です。

※プログラムについては、今後変更になる可能性があります。



低濃度 PCB 廃棄物の処分期限は令和9年3月31日まで

古い電機製品に含有の可能性があるポリ塩化ビフェニル (PCB) は、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、PCB 含有電気製品は使用を終えて廃棄する際、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 特措法) に基づき適正に処分しなければなりません。本説明会では法規制の概要から、PCB 含有電気製品の調査方法や処分方法を詳しく解説します。

